

岐阜市子ども・若者総合支援センター
“エールぎふ”

(岐阜市こども家庭センター)



活用ナビブック



2025年度岐阜市「オレンジリボン絵てがみコンテスト」
オレンジリボン賞

「活用ナビブック」の使い方（目次）

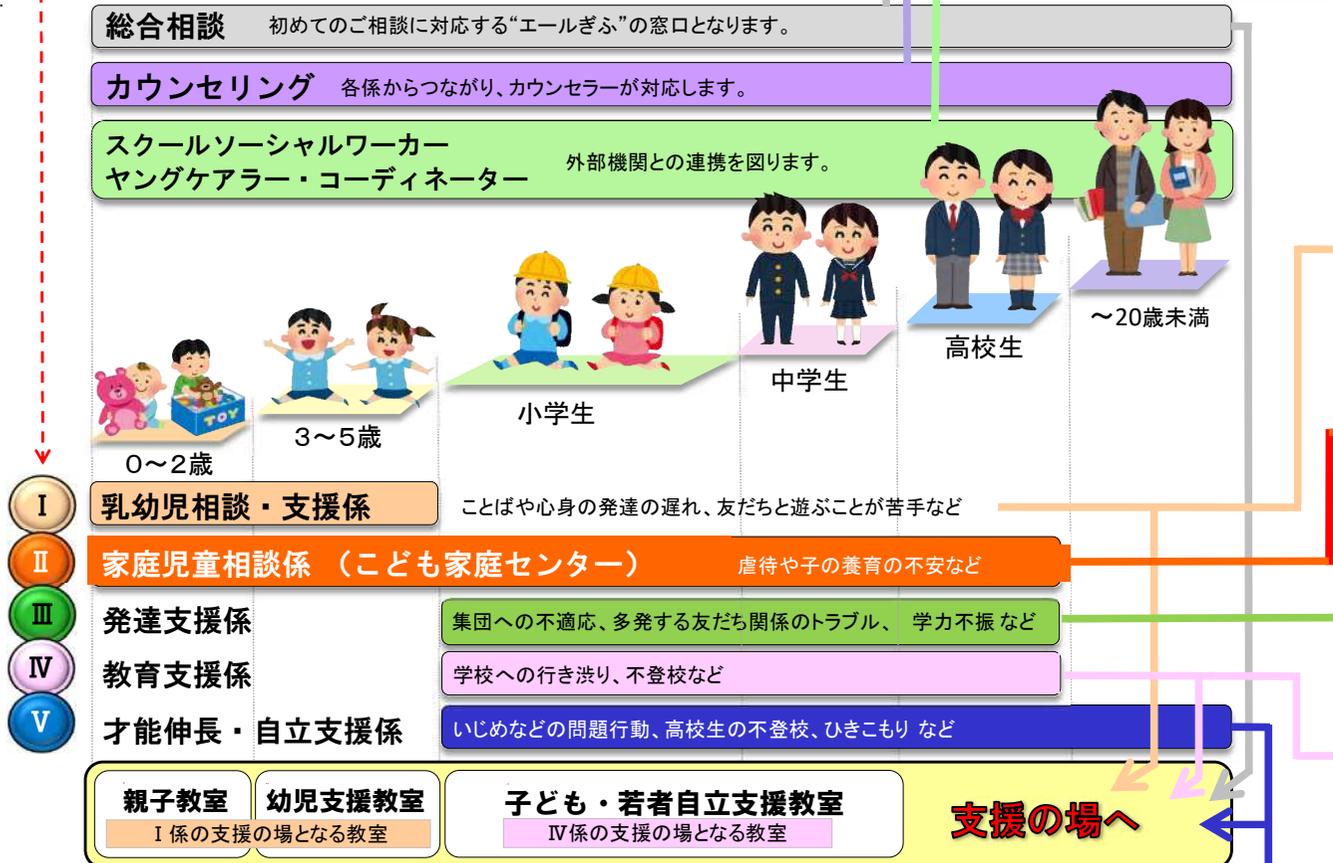
子ども・若者とその保護者を支援する方々に、岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”（以下、“エールぎふ”と記載）を活用していただくために、業務内容をQ&A方式で紹介します。施設案内や手続きに必要な書類等もまとめました。参考になさってください。

- 一人で悩んでいませんか。ご相談ください。（相談内容）・・・1
- 各係の相談・対応の概要と各係の業務に関するQ&Aへのご案内・・・2
- 業務に関するQ&A
 - Q1：「総合相談窓口」とは、どのようなところですか？・・・4
 - Q2：スクールソーシャルワーカー（SSW）は、どのような支援をするのですか？・・・5
 - Q3：「交流保育」とは何ですか？どのような手続きが必要ですか？・・・6
 - Q4：「親子教室」とは何ですか？どのようなことをするのですか？・・・7
 - （資料）親子教室資料～はじめて参加されるにあたって～・・・8
 - Q5：「幼児支援教室」とは何ですか？どのようなことをするのですか？・・・10
 - Q6：「岐阜市こども家庭センター」とは、どのようなところですか？・・・12
 - Q7：ヤングケアラーコーディネーター（YCC）は、どのような支援をするのですか？・・・13
 - Q8：児童虐待通告の際には、どのように対応したらいいですか？・・・14
 - Q9：「発達相談」では、どのような対応をするのですか？・・・15
 - Q10：「訪問発達相談」とは何ですか？どのような手続きが必要ですか？・・・16
 - Q11：保護者の会「ゆったりゆったり」とは、どのような会ですか？・・・17
 - Q12：教育支援係では、どのような支援をするのですか？・・・18
 - Q13：「子ども・若者自立支援教室」とは何ですか？どのような活動をするのですか？・・・19
 - （資料）岐阜市子ども・若者自立支援教室の運営・・・20
 - Q14：保護者の会「ぼちぼちいこか」とは、どのような会ですか？・・・22
 - Q15：才能伸長・自立支援係では、どのような支援をするのですか？・・・26
 - Q16：問題行動やいじめの問題について、どのような支援をするのですか？・・・23
 - Q17：義務教育を終えた子ども（若者）には、どのような支援をするのですか？・・・24
 - Q18：保護者の会「ゆうゆうと」とは、どのような会ですか？・・・25
 - Q19：「専門アドバイザー」には、どのような相談ができるのですか？・・・26
 - Q20：「カウンセリング」では、具体的にどのようなことをするのですか？・・・27
 - （資料）カウンセリングを受けられる方へ・・・28
 - Q21：“エールぎふ”では、どのような研修が受けられるのですか？・・・29
- 相談・支援に必要な様式（各種書類は原則、来所面談の際にお渡しします。）・・・30～39
 - 相談申込票／幼児支援教室利用関係書類／「訪問発達相談」関係書類
 - 岐阜市子ども・若者自立支援教室利用関係書類
- 「幼児支援教室」「子ども・若者自立支援教室」の場所及び連絡先・・・40
- 子ども・若者総合支援センター平面図・・・41
- 子ども・若者総合支援センターへのアクセス・・・裏表紙

■各係の相談・対応の概要と各係の業務のご案内

- 岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”は、
- ◆ 0歳から20歳前までの子ども・若者に関するあらゆる悩みや不安の相談に対応します。
 - ◆ ワンストップで総合的に相談・支援します。
 - ◆ 発達段階に応じて継続的に支援します。

5つの係が、ご相談に対応しています。



総合相談
○電話相談 ○来所相談 ○メール相談

専門アドバイザーによる相談
○カウンセリング
○医療相談（児童精神科医）
○法律相談（弁護士）

SSW*によるケース検討会議
*1 スクールソーシャルワーカー

乳幼児相談・支援の3つの係

I a 乳幼児相談係
○発達相談（来所相談）
○エール診察室（小児科）
○交流保育
○療育総合判定会議（子ども保育課と協同）
○ペアレント・トレーニング

I b 親子支援係
○親子教室
◇対象：1・2歳児（未就園児）
◇形態：小グループ活動
◇場所：北および南保健センター
エールぎふ・もえぎの里

I c 乳幼児支援係
○幼児支援教室
◇対象：3～5歳児 ◇形態：通級制
◇場所：長良・岐阜北・鷺山・岐阜東

II 家庭児童相談係（こども家庭センター）
○児童虐待相談・通告
○養護相談
※家庭での子どもの養育環境（経済的困窮、保護者の疾病、家出など）

III 発達支援係
○発達相談（検査・FB・訪問発達相談）
◇対象：発達に心配がある児童生徒
○ペアレント・トレーニング
◇対象：子育てに困り感をもつ保護者
○保護者の会「ゆったりゆったり」

IV 教育支援係
○子ども・若者自立支援教室
◇対象：岐阜市内の不登校児童生徒
◇場所：明德・岐陽・七郷・芥見の市内4箇所

V 才能伸長・自立支援係
○いじめなどの問題行動に関する相談
◇対象：小中学生・高校生
○義務教育修了後から20歳前までの若者に対する相談
◇対象：ひきこもり、非行、家庭内暴力、対人関係などに悩む若者
○保護者の会「ゆうゆうと」

一人で悩んでいませんか。ご相談ください。お待ちしております。



エールぎふ
ホームページ



8:45～17:30

総合相談 ☎0120-43-7830

24時間（子ども専用）

子どもホットダイヤル ☎0120-43-1474

緊急

児童虐待通告専用 ☎058-269-1600

研修・講座等

- 出前講座
- “エールぎふ”講演会
- ペアレント・トレーニング

Q 1 : 「総合相談窓口」とは、どのようなところですか？

A : 「総合相談窓口」では、総合相談員による初回相談を受け付けます。

(1) 電話 (2) 来所 (3) メールを通じ、初めに総合相談員が、相談者のお話をじっくり伺います。「総合相談窓口」では、0歳から20歳前までの子ども・若者を対象とする、育児やしつけ、言葉や心身の発達の遅れなどの不安や心配事、いじめ、非行などの問題行動、不登校や学力不振、友達とのトラブル、進路や就学就労の問題など、多岐にわたる相談内容を受け付けます。相談内容や状況に応じて、必要のある場合には、専門相談員や専門アドバイザーがより専門的にお話を伺います。

(1) 電話相談 (携帯電話からも通話可能)

総合相談 : フリーダイヤル 0120-43-7830

※学校等関係機関からの電話は、代表電話 (058-269-1321) をご利用下さい。

(2) 来所相談

電話にて来所予約後、予約時間に直接“エールぎふ”受付にお越しください。電話は上記のフリーダイヤルをご利用ください。

※電話・来所相談の受付時間 8 : 45 ~ 17 : 30 (土日、祝日、年末年始は除く)

(3) メール相談 gifu-kodomo-wakamono@world.ocn.ne.jp

メールは24時間受け付けますが、返信は、原則、上記の業務時間内にさせていただきます。できるだけ電話番号を明記してください。

(4) 子どもホットダイヤル 0120-43-1474

子どもホットメール gifu43izime-nashi@soleil.ocn.ne.jp

子ども専用の24時間対応ダイヤルです。メールは24時間受け付けますが、返信は、原則、業務時間内にさせていただきます。



※子どもホットカードは岐阜市内の小中学生・高校生にデジタル配信します。

Q 2 : スクールソーシャルワーカー (SSW) は、どのような支援をするのですか？

A : 個人が抱える問題の解決策は、その個人の内面（心理）にあると考えるカウンセラーに対し、スクールソーシャルワーカーは、子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設等、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する役割を果たします。具体的な支援内容は次のとおりです。

(1) ケース検討会議の企画・進捗管理

いじめ、暴力行為、児童虐待、ひきこもりなどの問題を受け、学校や家庭、行政、福祉関係施設等、外部機関も交えたケース検討会議を企画し、問題を解決するために何が必要なかを明らかにするとともに、それぞれが果たすべき役割を分担します。さらに、支援の進捗管理を行い、問題解決に向け働きかけることで、学びや育ちのセーフティネットとしての機能を果たします。

(2) 複合的なケースのコーディネート

子どもを取り巻く環境を整えるために、“エールぎふ”内の複数の係による支援や、専門アドバイザーを交えた検討が求められるケースが増加しています。こうした複合的なケースについて、スクールソーシャルワーカーがコーディネートを行ったり、助言をしたりすることで、“エールぎふ”の支援機能を高め、問題解決を支援します。

(3) 児童生徒や家族との面接、学校訪問、家庭訪問

悩みを抱える児童生徒や家族、学校関係者等と、面接による相談を行います。また、必要な場合は、学校や他機関と連携し、学校訪問や家庭訪問による支援を行います。

(4) 教職員等への研修活動

問題行動を繰り返す子どもや発達障がいを抱える子どもへの支援等について、研修会を行い、教職員や保護者等への助言を行います。

Q3：「交流保育」とは何ですか？ どのような手続きが必要ですか？

A：児童発達支援センターや児童発達支援事業所等をご利用の岐阜市在住のお子さんが、地域の保育所（園）で子どもたちと交流するための制度です。

（1）交流保育の方法

- ・原則、月に数回、午前又は午後の2時間程度です。（5歳児については特例があります。）
- ・保護者の方又は施設職員等の付添いが必要です。
- ・原則、居住地区もしくは隣接地区の保育所（園）で実施します。（なお、保育所入所前提の制度ではありません。）

（2）手続き方法

- ・希望する場合は、保護者の方と所属する施設、“エールぎふ”が相談のうえ、所属する施設が保育所（園）に依頼し、利用調整を行います。
- ・保護者と所属する施設が、“エールぎふ”にLogo フォームまたは、紙ベースで申請書、調査票を提出、利用決定後、交流保育を行います。

Q4 : 「親子教室」とは何ですか？ どのようなことをするのですか？

A : 「親子教室」は、1～3歳（2歳児）の未就園児で、ことばの遅れや友達とうまく関われない、落ち着きがない等、心身の発達に心配があるお子さんとその保護者が、“エールぎふ”の職員と一緒に、集団の中で「あそび」を中心とした活動を行う教室です。人と触れ合うことの楽しさを体験し、コミュニケーションの広がり育てることを、主な目的としています。また、お子さんの成長を促すための関わり方や言葉がけの方法、社会資源の活用方法等を保護者と共に考え、寄り添った支援をめざします。

(1) 利用対象者と実施概要

- ・利用対象者は、1～2歳児の未就園児とその保護者
- ・1グループ 約10名程度
 - *地域や年齢、発達課題に応じてグループ分け
- ・月1～2回実施 1歳児は1回60分 2歳児は1回75分
 - *半年ごとに、活動内容を記載した予定表を配付
 - *次ページ資料「はじめて参加されるにあたって」を参照
- ・会場は、「北保健センター内 長良幼児支援教室」を中心とし、南保健センター、“エールぎふ”、もえぎの里などで実施
- ・費用は無料

(2) 利用方法

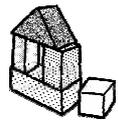
- ・希望される方は、“エールぎふ”の総合相談員または専門相談員にご相談ください。お子さんにあつたグループをご紹介します。

総合相談：フリーダイヤル 0120-43-7830 シミン ナヤミゼロ

※ 児童発達支援事業・医療型児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業をご利用の場合は併用できません。また、すでに就園されている場合は対象外となる場合があります。



☆ねらい☆



親子教室では、設定遊び（予定表に書いてある活動）を中心に、毎回同じような流れで区切りをつけて活動を行っています。

子どもたちは、遊びやいろいろな生活の場面を通して人と触れ合う楽しさを知り、人と関わるためのルールも身につけていきます。

保護者の方もお子さんと一緒に活動に参加してください。

楽しい気持ちを伝え合い、「もっとやって」「もう一回」という気持ちやことばを育てていきましょう。



はじまり



1 自由遊び



日ごろは大人のペースで生活していることが多いのですが、この時間は子どものペースでお子さんの興味に寄り添って遊んで欲しいと思います。

その場に慣れるためにも、集団活動が始まる前に余裕をもって、十分に遊びましょう。

子どもは好きな大人とリラックスして遊ぶことで、次の活動への心づもりができてきます。



2 お片付け



最初は怒ったり泣いたりするお子さんもいますが、次の活動に期待をもつことで、気持ちに折り合いをつけることができるようになります。

大人が見本を見せましょう。また、一緒にカゴを運ぶことで、大人や友だちを意識することにつながります。

4 朝の会・昼の会

先生を囲んでイスに座ります。始まりの歌のあと、名前を呼ばれてシール帳をもらいます。シールの台紙はゴミ箱へ、シール帳はかごに返しましょう。保護者は、まず1つずつ手に持たせて、入れる場所を教えてあげましょう。

何をするのかわからなくて、座ることができないこともあります。保護者の膝の上や抱っこで、何をしているか見せてあげてください。

繰り返し経験することで、次にすることがわかるようになります。

3 体操

緊張してしまい保護者に抱っこを求める子もいます。見ることも参加です。大人が楽しそうにやって見せることで、興味をもつことができます。



5 設定あそび（予定表に書いてある活動）

いろいろな遊びをします。好きな遊びもあれば苦手なこともありますね。

好きな遊びであれば、思いっきり保護者も一緒に楽しみましょう。同じことをやってみることで、「楽しいね」と共感し合えることが増えていきます。

少し苦手かも・・・と思うときはあまり無理に誘わず、その気持ちを想像してみてください。どうして苦手なのか、どうしてやらないのかがわかると、誘い方やどんなことばがけをしたらいいかがわかってくると思います。見せてあげることも参加です。

活動の終わりに、みんなで「おしまい」のあいさつをします。区切りを分かりやすくすることで気持ちの切り替えを促します。



6 さようなら

「手をつなごう」の歌をうたいながら、みんなで手をつなぎます。友だちを意識できる場、「おしまい」の切り替えをする場です。歌の後は、保護者に名札をはずしてもらい、先生に返します。



※ グループによって、内容、時間がかわります。

親子教室で経験したことを、家庭でもやってみることで、興味を持ったり、習慣づけられたりすることもあります。ぜひ、もう一度やってみてください。

親子教室は、保護者とスタッフが一緒にお子さんを育てていく場です。

分からないことや心配なことは、いつでもお話しください！



☆ トイレトレーニング

（2歳児のみ感染症の状況をみながら行います。）

トイレ・オマルに誘います。



保護者は新しいオムツと手拭きタオルを持ってきてください。

友だちのやっていることを見て、自分もやってみたいという気持ちが膨らむかもしれません。まずは座ることから始めましょう。

重くなったオムツは動きにくいものです。オムツが濡れていたら、替えます。「きれいになったね。」と声をかけてあげましょう。

☆ お茶タイム

活動の区切りの時に、時間を設けます。（季節や天候によって回数は変わります。）

保護者や友だちと一緒に、お茶（水）を飲みながら過ごします。「おいしいね」と話しながら、保護者もお子さんと一緒に一息ついてくださいね。



写真撮影は活動の妨げになりますので、ご遠慮ください。

Q5 : 「幼児支援教室」とは何ですか？ どのようなことをするのですか？

A : ことばの発達が心配なお子さんや、友だちと一緒に遊んだり活動したりすることが苦手なお子さん（3～5歳児）を対象に、子どもの興味・関心のある「あそび」を通して、ことばやコミュニケーションの力を豊かにしていくことを目的とした教室です。保護者と担当者が、一緒になってお子さんの成長に目を向け、発達を支援する具体的な方法を考えていきます。保育所（園）、幼稚園、認定こども園等と連携を図り、日常生活での育ちも大切にしていきます。また、小学校とも連携を図り、就学への支援に努めます。

(1) 活動の具体的な内容

- ・様々な感覚を高めたり、興味や関心、遊びの幅を広げたりする遊び
- ・担当者との関係性を基盤としながら、コミュニケーション能力（理解力、思考力、表現力等）を高めたり社会性を培ったりする遊び
- ・姿勢や様々な動き、運動能力を高める遊び
- ・体全体を使ったり、手先などを使って操作したりする遊び
- ・口腔機能を高める遊びや正しい発音を獲得する練習 …など

(2) 「幼児支援教室」の形態

- ・市内8か所に教室があります。原則、居住地区に応じて教室を決定します。

○長良幼児支援教室	長良東2丁目140番地（北保健センター内） ☎295-1133
○岐阜北幼児支援教室	福光西1丁目16番2号 ☎231-5501
○鷺山幼児支援教室	下土居2丁目9番12号（鷺山保育所内） ☎231-1121
○岐阜東幼児支援教室	水海道1丁目16番13号（岐阜東幼稚園内） ☎259-2401
○市橋幼児支援教室	市橋6丁目13番25号（市橋コミュニティセンター内） ☎275-5108
○加納幼児支援教室	加納東丸町2丁目9番地1（加納幼稚園敷地内） ☎278-3755
○岐阜南幼児支援教室	茜部菱野1丁目75番地2（南保健センター内） ☎268-6232
○柳津幼児支援教室	柳津町下佐波西1丁目15番地（もえぎの里内） ☎279-6326

【通級コース】

月に2回程度の指導（個別指導、ペア指導、小集団指導等）

【相談コース】

月に1回の個別指導、あるいは小集団指導

- どちらのコースも活動時間は、原則60分です。指定された時間帯に通っていただきます。
(9:10~/10:40~/13:30~/15:00~)
 - お子さんの年齢や発達等の実態に応じ、支援方法（個別指導、ペア指導、小集団指導等）が異なります。
 - 利用料は無料です。（教材費は実費負担になる場合があります。）
 - 連絡ノートを用いて、家庭、親学級（保育所（園）、幼稚園、認定こども園等）と教室の三者が連携します。
- ※入級基準を設けています。
- お子さんの実態に応じて、通級コースか相談コースのいずれかになります。
 - 医療機関の訓練の利用状況によって、通級コースか相談コースのいずれかになります。
(医療機関の訓練が月1回の場合は、通級コースに通うことができますが、月1回を超える場合は、相談コースになります。)
 - 児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業をご利用の場合は、併用できません。（ただし、年長児の1月以降のご利用については相談に応じます。）

(3) 「幼児支援教室」の利用方法

① 申し込みは随時受け付けております。

ただし、定員がありますので、状況により利用開始の時期についてご相談させていただくことがあります。

② 申し込み方法

A) ご利用希望の保護者は、“エールぎふ” 総合相談窓口へお電話ください。

総合相談:フリーダイヤル 0120-^シ43-^ナ7830

B) 来所による発達相談を受けていただきます。（※予約制です）

相談後、「岐阜市幼児支援教室利用申込書」に、必要事項を記入、提出していただきます。（もしくは、Logo フォームへ入力して申し込み）

※申し込みをされた方については、“エールぎふ”「幼児支援教室利用決定委員会」で協議の上、お子さんの実態に応じて入級が決定されます。

Q6:「岐阜市こども家庭センター」とは、どのようなところですか？

A: 令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律により、令和6年4月、岐阜市こども家庭センターを子ども・若者総合支援センター内に設置しました。

こども家庭センターは児童福祉と母子保健の両機能を組織として一体的に運営することにより、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応等、相談支援体制の強化を図っていきます。

岐阜市こども家庭センターの児童福祉機能は子ども・若者総合支援センター、母子保健機能は岐阜市中・南・北保健センターが担っており、各所においてこれまでの相談支援は継続しつつ、全ての妊産婦、子ども、子育て世帯が安全に、安心して過ごすことができるよう両機能で一体的に支援していきます。

※相談希望の方は

○児童福祉に関すること

こども家庭センター（子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”内）

総合相談：フリーダイヤル 0120-43-7830

○母子保健に関すること

こども家庭センター中保健センター窓口 058-214-6631

こども家庭センター南保健センター窓口 058-271-8130

こども家庭センター北保健センター窓口 058-233-3116

Q7：ヤングケアラー・コーディネーター（YCC）は、どのような支援をするのですか？

A：ヤングケアラー・コーディネーターは、ヤングケアラー本人やその家族、福祉・教育機関、地域団体などからのヤングケアラーに関するさまざまな相談に応じ、助言を行うとともに、関係機関などと連携して適切な支援につなぐ役割を担います。具体的な支援内容は次のとおりです。

(1) ヤングケアラー支援に関する関係機関や民間団体との連携

ヤングケアラー支援に関する関係機関とのケース検討会議などの調整や民間団体との具体的な支援などについて連携を図ります。

また、ヤングケアラーの状況に合わせて、訪問支援等をはじめ、市の高齢者、障がい者などの各種支援とも連携して適切に支援していきます。

(2) 市内各相談窓口などからのヤングケアラーに関する相談への助言

福祉総合窓口、高齢関係部門、障がい関係部門、生活福祉関係部門、子ども相談センター、保健センター、学校などからのヤングケアラーに関する相談を受け、適切な支援方法などを助言します。

(3) ヤングケアラーに関する意識啓発

市民への周知及び教職員・事業所職員等支援者向けの研修を行い、教職員や保護者等への助言を行います。

ヤングケアラーが行っていることってどんなこと？(出典:子ども家庭庁ホームページ)



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている。



障がいや病気のある兄弟の世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声がけなどの気遣いをしている。



日本語が第一言語ではない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

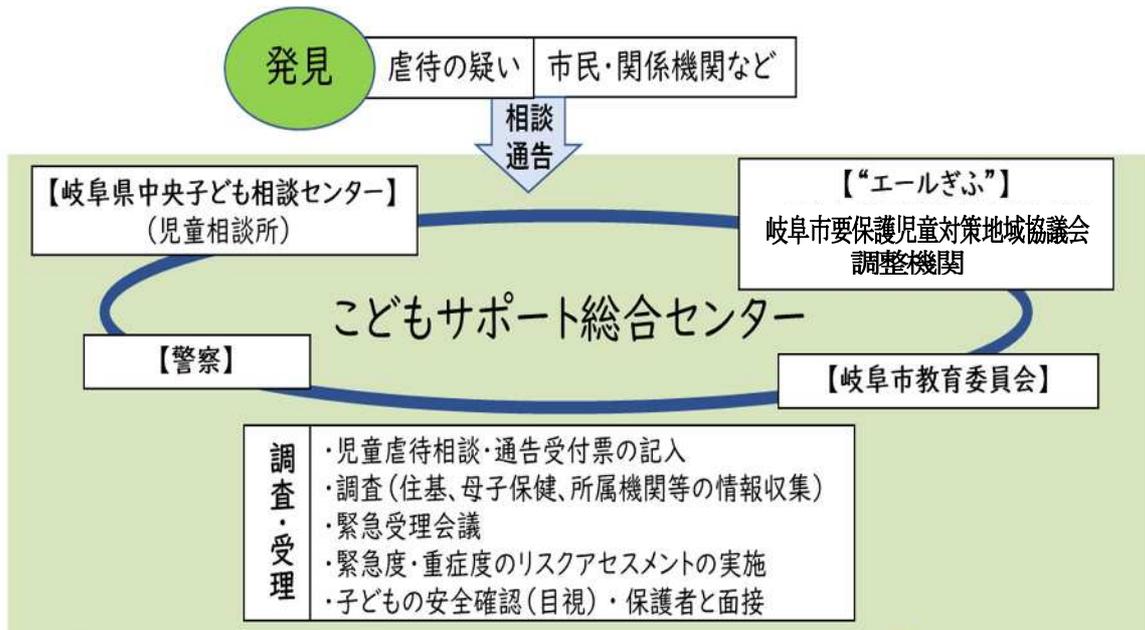
Q10：児童虐待通告の際は、どのように対応したらいいですか？

A：「学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」（児童虐待防止法第5条）とされています。また、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、通告しなければならない。」（児童虐待防止法第6条）とされています。下記のフローに基づき、迅速な対応をお願いします。通告義務は守秘義務に優先します。

- ① 「虐待かも？」と感じたら、迷わず相談・通告してください。
- ② 虐待かどうかを判断する必要はありません。
- ③ 子どもの安全確保を優先してください。
- ④ 「しつけのつもり」など、保護者の思いは関係ありません。子どもにとって不適切であれば、虐待です。
- ⑤ 複数の機関で対応することが、効果的な支援につながります。発見の瞬間から支援は始まっています。



【 岐阜市における児童虐待対応の流れ 】



【 児童虐待対応ダイヤル 】

◎ 疑い、軽・中程度と考えられる場合

子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”



児童虐待通告専用ダイヤル

058-269-1600

◎ 重度・生命の危険等と考えられる場合

児童相談所 虐待対応ダイヤル

いち はや く

通話料無料

189

○ 緊急時は警察へ（大きな物音、叫び声など） 110番通報

Q9：「発達相談」では、どのような対応をするのですか？

A：発達障がいのあるお子さんや発達障がい疑われるお子さんに関して、本人及び保護者、教職員の相談に、電話や来所、訪問等で対応しています。対応の仕方は次の通りです。

(1) 来所相談によるお子さんの状況整理とアドバイス

電話相談後、来所を促し、相談者との面談の機会を設けています。特に、保護者との面談では、困り感や生育歴、家庭環境、学校での様子等をお聞きし、一緒にお子さんの状況を整理します。その上で、家庭でできるアドバイスを提案したり、困り感の中に埋もれているお子さんのよさについても触れ、解決のために何ができるのかを一緒に考えたりします。解決の糸口として、お子さんの実態を把握し、支援の方向性を探るために、必要に応じて発達検査を実施することもあります。また、親子関係に悩みを抱える保護者には、ペアレント・トレーニングや保護者の会「ゆったりゆったり」への参加を勧めています。

(2) 発達検査及びフィードバックの実施

発達検査は、相談の上、必要となった場合のみ保護者から同意をいただいで実施します。実施場所については、お子さんの状況を考慮し、保護者に決めていただきます。検査後のフィードバックでは、お子さんの実態を丁寧にお伝えし、今後の支援のあり方を提案できるよう努めます。基本的な流れは、以下の通りです。

- ① 学校または“エールぎふ”にて、午前中に発達検査を実施します。
- ② 相談員が学校を訪問し、集団での様子を参観したり担任から状況を伺ったりして様子や学校としての方向性などを聞きます。ケースに応じて、検査の実施と兼ねたり、単独で行ったりします。
- ③ “エールぎふ”にて、保護者と教職員に対してフィードバックを実施します。必要に応じてお子さん本人へのフィードバックも行います。

学校内で十分検討の上、教育相談等において、保護者に“エールぎふ”での発達相談を勧められた場合は、あらかじめ、お子さんの実態や相談の経緯等を、“エールぎふ”の代表電話（058-269-1321）にご連絡ください。

**Q10：「訪問発達相談」とは何ですか？
どのような手続きが必要ですか？**

A： “エールぎふ”の専門アドバイザー（臨床心理士、SSW等）と職員が学校を訪問し、対象となるお子さんの授業参観及び教職員や保護者の方と懇談を行う相談です。対象のお子さんの実態を基に、具体的な支援の方法や今後の方向性などをアドバイスさせていただくものです。

（１） 対象児童・生徒

- ・学習や集団生活につまずきのある児童・生徒
- ・発達障がいがある、または発達障がい疑われる児童・生徒
- ・対応困難な行動を繰り返す児童・生徒

（２） 実施日及び時間

- ・原則毎月第1・第3水曜日と第2・第4木曜日の午前中、年間を通じて行います。
- ・一件の相談につき、120分以内で行います。
参観 懇談の流れ（例）9:30～9:45 打合せ
9:45～10:20 参観
10:20～11:30 職員との懇談

（３） 手続き方法

【相談前】

- ① 利用を希望される学校は、発達支援係へ電話をし、日程調整をしてください。（058-269-1321）
- ② 日程調整後「訪問発達相談」申込書を記入し、相談日の1週間前をめぐりに“エールぎふ”所長宛にご提出ください。

【相談後】

- ・訪問発達相談を受けた学校は、相談後に行った支援や対象のお子さんの変容等について「訪問発達相談」報告書（年度末）を記入し、2月末までに“エールぎふ”所長宛に提出してください。



Q11：保護者の会「ゆったりゆったり」とは、どのような会ですか？

A：「ゆったりゆったり」とは、お子さんの発達が気がかりな保護者を対象とする会です。小グループで保護者同士が、お子さんの困り感や学校でのトラブル、就学の悩みなどについて語り合う場です。幼児や小学生、中学生のお子さんをもつ保護者の参加が中心ですが、子育ての先輩である高校生以上のお子さんをもつ保護者からもアドバイスを受けることができ、心の安定を図るとともに、子育てのヒントを得る機会となることを目的としています。また、年に1回、10月に、「ゆったりゆったり特別編」として、保護者向けの講演会も開催します。

(1) 開催月、開催時間、開催場所

- ・開催月：奇数月 年間6回開催 ☆特別編は1回／年（10月に開催）
- ・開催時間：午前10時から午前11時30分まで
- ・開催場所：地域のコミュニティセンター等

(2) グループでの交流（テーマについて、悩みなど自由に）

- ・自分の言いたいことを表現するのが苦手
- ・学習面が心配（計算はできるが、文章題の意味が読み取れない、など）
- ・相手の気持ちや考えに気が付きにくい
- ・ちょっとしたことで泣いたり、かんしゃくを起こしたりする
- ・落ち着きがなくて授業の様子が心配
- ・大勢のざわざわした環境が苦手
- ・学校に入ってから教室で勉強できるのか心配
- ・放課後等デイサービスを使うのはどうなのか

など、いろいろな話題がでてきます。

毎回テーマを設けていますが、テーマに関わらず自由に困っていることなどをグループごとで話したり互いに相談しあったりしています。

(3) 参加にあたって

- ・事前の申し込みは必要ありません。（10月の特別編のみ事前申込有り）
- ・会の途中からでも、参加することはできますが、10時30分までにお越しいただくと、会への参加がスムーズです。
- ・案内は“エールぎふ”のHPに掲載しています。 <https://yell-gifu.jp/>



Q12：教育支援係では、どのような支援をするのですか？

A：小中学校のお子さんで、登校しぶりや不登校のお子さんの、本人及び保護者や教職員の相談に、電話や来所、訪問等で、下記のような対応をしています。

(1) 不登校のお子さん自身が抱えている悩みの解決法を、共に考えていきます

本人に来所していただき、困り感や思いを聴くなかで、本人の良さを認めながら、自己肯定感や自己有用感が、少しずつもてるようにしていきます。



(2) お子さんの不登校や登校しぶりの状況に合わせた対応についてアドバイスをしています

保護者や教職員に来所していただき、お子さんの不登校状況を把握し、より良い接し方や支援の方向を一緒に考え、提案させていただきます。

(3) 不登校児童生徒を対象にした自立支援教室での活動をとおして、社会的自立を促していきます

不登校児童生徒がそれぞれの状態に応じて、社会生活や学校生活へとつながるための力を身に付けることを目的とした、自立支援教室を運営しています。

詳細は、P.20～22を参照

(4) 学校と協力して、アウトリーチ支援を行います

各自立支援教室だけでなく、児童生徒宅の近くの公共施設（公園、コミュニティセンター、図書館等）を利用し、話をしたり、活動を一緒に行ったりする等、学校職員と協力して、教育支援員が自立支援教室以外の場所へ出向いて支援を行います。

保護者やお子さんが相談につながりにくい、学校関係者以外への相談を希望する場合など、必要に応じて、学校やその他の場所に職員が出向いてお話を聴かせてもらうことができます。



Q13 : 「子ども・若者自立支援教室」とは何ですか？

どのような活動をするのですか？

A : 不登校のお子さんを対象に、状況の改善を図ったり、社会的な自立に向けた力を培ったりする教室です。具体的には次のような支援を行います。

(1) 情緒の安定を図り、生活や学習のリズムをつくる

登校しぶりや不登校には様々な要因があり、子ども自身にも理由がわからないケースもあります。自立支援教室のゆったりとした空間で生活や学習をし、まず日常生活のリズムを整えます。学校に行けないことで本人が責められたり、自分自身を責めたりしている状況から少しずつ解放されることで心身の安定を図り、活動のエネルギーをたくわえます。

(2) 仲間とともに活動できる力を身に付ける

社会は「他者とのかかわり」で成り立っています。具体的な活動を通して、場面や状況にふさわしい行動の仕方を身に付けると同時に、自分以外の人の思いを察したり想像したりして、他者との好ましい距離の取り方を学びます。また、仲間と力を合わせて何かを創り上げたり、お互いの良さを認め合ったりすることで、責任感を培ったり、協働することの楽しさを味わったりすることができます。

(3) 自己肯定感を高め、自立に向けた自信をもつ

多くの人とのかかわりや活動を通して、自分のよさや課題点を正しく理解し、自分を肯定できるようになることは自立への第一歩です。「他者とともに社会の一員として生きる自分」を具体的にイメージできるよう、一人一人の良さを認め、継続的に支援をしています。



岐阜市子ども・若者自立支援教室の運営

(1) 対 象

岐阜市内の不登校児童・生徒及び、15歳以上18歳以下の就学していない若者

(2) 目 的

安心できる居場所での他者とのふれあい、多様な体験活動、学習活動などを通して、児童・生徒・若者の自主性・社会性を育成し、自己肯定感・自己有用感を高めることによって、社会的自立に向けた支援を行う。

(3) 所 在 地

明德子ども・若者自立支援教室	岐阜市明德町11番地
七郷子ども・若者自立支援教室	岐阜市西改田字川向3番地
岐陽子ども・若者自立支援教室	岐阜市上川手735番地2
芥見子ども・若者自立支援教室	岐阜市芥見南山3丁目10番1号

(4) 日 課

9:00	9:30	11:50	12:00	13:00	13:50	14:00	15:30
	活動	休憩	昼食・昼休み	活動	片付け・振り返り		

*月曜日は午前のみ、12時まで。水曜日は保護者の会や研修で午前のみの場合がある。

*時間内であれば、自分の体や心の調子、送迎してくれる家族の都合などにより、来る時間や帰る時間を決めることができる。

(5) 内 容

① 日常活動

- ・学習（学習習慣の育成、自主学習、支援員と行う教科学習など）
- ・個人の興味・関心を伸ばす活動（読書、創作、スポーツ等）
- ・仲間とかかわる活動（集団遊び、スポーツ、レクリエーション等）

② ふれあい活動（年間8回程度）

- ・多様な体験活動 …自然体験、スポーツ・音楽体験、作品づくり 等
- ・達成感、成就感、自己肯定感、自己有用感、社会性の育成

(6) 相談（通所の見学）と通所

(注)「子ども・若者自立支援教室」を「教室」と略しています。

【 相談・見学 】



- 1 教室の利用をしようとする者（保護者）は、“エールぎふ”に、その希望を申し出ます。（総合相談への電話など）
※事前に学校にも相談しておくともスムーズです。
- 2 希望者（本人・保護者）は“エールぎふ”に来所し、教室の目的や使い方、利用のルールなどを聞きます。
- 3 保護者は、本人の思いをよく聴き、相談のうえ、通所するかどうか、どの教室を利用するか等を決めます。※教室は市内に4か所あります。

【 書類の提出 】



- 4 教室を利用する場合は、「①利用申込書」、「②通所及び経路・方法に関する届」、「③健康調査」を保護者が本人と確認し合いながら記入し、**学校に提出**します。
※学校では、①～③の書類を確認し、校名、校長名、担任名などの必要事項をそれぞれ記入後、書類を“エールぎふ”へ提出してください。
※“エールぎふ”は学校から提出された書類を受け取り、承認後、校長宛に「通所承認通知書」を送付します。学校から保護者に渡してください。

【 通所開始 】



- 5 学校に書類を提出したら、通所を開始することができます。本人のペースで無理なく利用できるようにします。
※公共交通機関及び徒歩、自転車で通所する場合は、安全な通所が確認できるまで、保護者の責任で通所を見届けてください。

【 連絡会 】

- 6 安定して通所できるようになったら、支援員が本人と相談し、必要に応じて学校との「連絡会」を設けます。本人、保護者、学校職員、エールぎふの職員が参加します。自立支援教室での様子や学校での様子を交流し、本人の頑張りを認めるとともに、それぞれの立場での今後の支援について考えます。

岐阜市子ども・若者自立支援教室は、不登校児童生徒等の社会的自立を目的に必要な支援を行う場です。通所の期間は、年度末の3月までとします。また、教室の管理運営上支障をきたすおそれがあるときには、教室利用の中止や承認が取り消される場合があります。

Q14 : 保護者の会「ぼちぼちいこか」とは、どのような会ですか？

A : 「ぼちぼちいこか」とは、お子さんの不登校や登校しぶりで悩んでいる保護者が集まり、困っていることや保護者としての思いを交流する中で、お子さんへの見方や接し方について考える会です。

元不登校であったお子さんやその保護者にも参加いただき、体験をもとにした子どもへの対応についてお話を聴く機会も設けています。

(1) 開催月、開催時間、開催場所

- ・開催月：年間10回、5月から2月まで月1回(主に第2水曜日)
- ・開催時間：午後1時30分から午後3時まで
- ・開催場所：岐阜市中央青少年会館 2階 研修室1・2

(2) 主な内容(予定)

- ・参加者の思いや意見の交流
- ・“エールぎふ”カウンセラーの話
- ・発達障がいと不登校について
- ・進路選択にかかわって
- ・進級・進学に向けて など



(3) 参加にあたって

- ・事前の申し込みは必要ありません。
- ・案内は“エールぎふ”のHPに掲載しています。

<https://yell-gifu.jp/>



Q15：才能伸長・自立支援係では、どのような支援をするのですか？

A：様々な問題に対して、自分で解決できるようにサポートをします。才能伸長・自立支援係では、3つの分野があります。

- (1) 問題行動：いじめの問題、人間関係の不具合、ひきこもり、非行など、社会的な関係の中で起こる不適応な行動について、相談と改善に向けたサポートをします。
- (2) 才能伸長：将来の方向性を見つけれない若者に対して、自己の特性や適性を理解するための支援を行い、これからの目標と一緒に見つけていきます。
- (3) 就学就労：「進学したい」「就職したい」という自己実現に向けて、意欲を高めるサポートをします。

Q16：問題行動やいじめの問題について、どのような支援をするのですか？

A：本人や保護者、学校等からの相談を受けます。本人や家族との面談を通して、問題が起こっている背景を共に考え、不安や悩み、困っていること（課題）などを探っていきます。さらに、今後の方向についてどんな願いがあるのか、どんな解決方法があるのかなどを共に考え、乗り越えていくために、ソーシャルスキルトレーニング等の支援を行います。また、学校訪問をして、学校との連携もしていきます。

いじめの相談を受けた時は、電話相談や面談から事実関係を把握し、本人や保護者の気持ちを理解した上で、学校と連携しながら問題解決に取り組んでいきます。また、本人や保護者の心の安定を図るために、継続面談やカウンセリングをすることもできます。発達障がいに対する周囲の理解不足からくる問題行動など、背景には様々な要因が考えられます。その際は、本人の得意なことや苦手なことを明らかにするため、また、支援内容の検討や本人に関わる関係者の適切な対応につなぐために、検査を実施することもあります。

Q17：義務教育を終えた子ども（若者）には、どのような支援をするのですか？

A：義務教育を終えた子ども（若者）への支援では、本人が自立するために、自分で問題を解決するための力をつけていくことを大切にしています。そのために、下記のようなことを支援しています。

（1）進路希望の明確化、自己理解を促す支援

- ・個別の面談による方向性の確認
（高校や専門学校に行きたい。他の高校へ転校したい。高校卒業資格を取得したい。就職したい。など）
- ・自己理解のための検査やフィードバックに基づいた相談や支援
- ・一人一人に合わせた個別支援プログラムによる支援 など

（2）生活改善、行動面やコミュニケーション面のスキルの育成

- ・継続来所による生活リズムづくり
- ・学習意欲の向上のための土台づくり（学習習慣づくり）
→学力向上のための支援ではなく、学習に向かう習慣ができるように支援します。
- ・対人関係や行動場面对応のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）
- ・個々の関心や適性に応じた体験活動（施設見学や学校見学も含みます）
- ・就職に必要な書類の作成や面接に関する支援 など

（3）関係機関との連携によるスキルアップ、社会参加体験（同行支援）

- ・NPO団体や関係機関の支援ネットワークを生かした活動や体験
- ・当事者への支援に必要な関係機関との連携 など

（4）アウトリーチ支援

- ・来所が難しい場合は、近くの公民館や“エールぎふ”の自立支援教室などを利用した訪問相談ができます。また、ソーシャルスキルトレーニングなどの支援を行うこともできます。

（5）高校生に関する相談

- ・高校生の保護者や家族の相談ができます。問題行動だけでなく、対人関係や発達障がい、子育てや不登校に関わる相談にも対応します。

Q18 : 保護者の会「ゆうゆうと」とは、どのような会ですか？

A : 「ゆうゆうと」とは、お子さんが社会に参加していく中で、様々な不安や悩みを感じておられる保護者を対象とする会です。保護者同士で小グループをつくり、お子さんが困っていることや学校・家庭等でのトラブル、就学・就労の悩みなどについて語り合う場です。

中学生以上のお子さんをもつ保護者が中心ですが、子育ての先輩である義務教育修了後のお子さんをもつ保護者と語り合い、何らかのヒントを得たいと思っておられる保護者の参加も可能です。様々な不安や悩みは、すぐに解決できることではないかもしれませんが、互いの経験や困り感を交流する中で、見方や考え方、対処方法等に何らかのヒントが見つかり、少しでも心の安定につながることを目指しています。

(1) 開催月、開催時間、開催場所

- ・開催月：6月以降の偶数月…第4水曜日（若干の変更有）☆年間5回開催
- ・開催時間：午前10時から午前11時30分まで
- ・開催場所：岐阜市中央青少年会館 2F ホールステージ

(2) 社会に参加していくなかでの悩み

- ・年齢のわりに身のことがきちんとできない。
- ・苦手さがあり、進路選択に困っている。
- ・ゲームやインターネット等にのめりこんでいる。
- ・家庭内で乱暴な言動がみられる。
- ・進学（高校、専門学校、大学）したが、学校生活がうまくいかない。
- ・学校を卒業したが就職ができない。
- ・就職をしたが、不適應を起こして悩んでいる。
- ・ひきこもり状態になっている。 など

(3) 参加にあたって

- ・事前の申し込みは必要ありません。
- ・会の途中からでも参加することはできますが、10時30分までにお越しただくと、会への参加がスムーズです。
- ・案内を“エールぎふ”のHPに掲載しています。 <https://yell-gifu.jp/>



Q19:「専門アドバイザー」には、どのような相談ができるのですか？

A:「専門アドバイザー」は、臨床心理士、児童精神科医、弁護士等、各分野の専門家を意味します。“エールぎふ”では、相談内容によって専門アドバイザーによる助言や支援を受けた方がよいと判断したケースについては、こうしたアドバイザーが直接相談にのったり、支援をしたりします。

(1) 臨床心理士

⇒Q22 をご覧ください。

(2) 児童精神科医

気分の浮き沈みが激しい（情緒不安定）、日常生活に支障をきたすようなこだわり行動がある、自傷行為がある、摂食障害の傾向がある、昼夜逆転の生活が続いているなど、医療的なケアを受けた方がよいかどうか迷う状態のお子さんについて、児童精神科医による医療相談が受けられます。

診察ではないため、診断や投薬等の医療行為はできませんが、医療機関につなぐべきかどうかの判断や、日常生活におけるアドバイス等を行います。

お子さんが来られない場合は、保護者の方や園・学校の先生方だけの相談も可能です。

相談日は、原則、毎週火曜日の午前中。予約制です。

(3) 弁護士

園・学校で起きた出来事や子ども・若者に関する事件・事故等について、法的な判断が求められるような場合は、弁護士による相談ができます。

日時は不定期。予約制です。

※必要に応じて、専門アドバイザーにおつなぎします。学校等、関係機関からの相談申込は、代表電話（058-269-1321）にご連絡ください。

Q20 : 「カウンセリング」では、具体的にどのようなことをするのですか？

A : カウンセリングは臨床心理士が担当し、次のような対応をしています。

(1) 保護者の方や子どもの相談

人は様々な課題や困難に直面したり、それぞれの心の発達の途上でつまずいたり傷ついたりすることがあります。子ども本人がそうした状態になったときは、保護者も様々な思いに揺れるものです。そのような場合には、カウンセリングを通して、自分の心に湧いてくるいろいろな気持ちを見つめることで、わが子と向き合い、お子さんの健やかな心の成長を促すためにどうしたらよいかを一緒に考えていくお手伝いをします。

また、必要に応じて子ども自身のカウンセリングも行います。悩みや不安に向き合い、どうするとよいのかを一緒に考えていきます。

(2) 発達相談

様々な苦手さを抱えるお子さんの特徴をとらえ、学校や関係機関と連携を取りながら、そのお子さんに合った対処方法などを、保護者と一緒に考えます。

(3) 子どものプレイセラピー

大人のように言葉で自分の思いや気持ちを表現することが難しいお子さんを対象に行います。遊びを通して、そのお子さんが抱える不安や気持ちをことばに置き換えながら、心の成長を促します。

■ カウンセリングを希望される場合は…

まずは“エールぎふ”の総合相談員または専門相談員が、相談をお受けします。その結果、カウンセリングが必要と判断した場合、カウンセラーにおつなぎします。

初回のカウンセリング日に、次ページの資料をお渡ししています。



カウンセリングを受けられる方へ

“エールぎふ”では、子どもたちの健やかな心の成長を促すために、必要に応じカウンセリングを実施しています。“エールぎふ”は公的な機関であり、岐阜市のより多くの子どもや若者を支援するために、次のようなルールを定めていますので、ご理解とご協力をお願いします。

【カウンセリングに関するルール】

- 1) 1回のカウンセリングは45分です。カウンセリングの期間は、基本1年までとさせていただきます、さらに継続が必要な場合は、他機関を紹介させていただきます。
- 2) “エールぎふ”にお越しになられたら、受付でお名前（わかっている場合はカウンセラーの名前も）をお伝えください。
- 3) 急用等で予約をキャンセルされる場合は、必ず事前に“エールぎふ”に連絡を入れてください。(058-269-1321 担当：副所長)
ただし、その場合、次回の予約がすぐに取りれるかどうかは確約できません。予約が立て込んでいるため、ご了承ください。
- 4) 事前の連絡なく予約をキャンセルされた場合や、キャンセルが続く場合は、それ以降のカウンセリングは受け付けかねます。



岐阜市子ども・若者総合支援センター “エールぎふ”

Q21：“エールぎふ”では、どのような研修が受けられるのですか？

A：「長良川大学」における「ペアレント・トレーニング（お試し編）」「出前講座」等、保護者の方や教育・療育関係者、一般の方向けに各種研修を行っています。

(1) 長良川大学「一般成人課程」

子育てに悩みを抱える保護者の方を対象に、日常の子育てを振り返り、よりよい関わり方を学ぶ「ペアレント・トレーニング（お試し編）」を、年間2回開催しています。

※「ペアレント・トレーニング（お試し編）」は、小グループで話し合いながら行います。お試し編を体験後、希望者には、【学齢期コース】は基礎編5回、さらに、応用編6回、【幼児期コース】は6回のプログラムを用意しています。詳細は、“エールぎふ”のHPをご参照ください。

(2) 長良川大学「出前講座」

“エールぎふ”の職員が、支援者の研修会や地域の研修会、保護者の会等に出向き、ご希望の内容についてお話させていただきます。

No.	講座名	サブタイトル
1	児童虐待の防止に向けて	子どもの虐待と大人の役割について
2	発達障がい理解と支援	学齢期の子ども理解と支援のあり方
3	幼児期に大切にしたいこと	ことばやコミュニケーションの発達のために
4	不登校を考える	不登校理解と支援のあり方
5	子育てを考える	子どものほめ方・トラブルの対処法等 子育てのコツを学ぶ
6	子ども・若者問題アラカルト	子どもや若者に関する諸問題について
7	“エールぎふ”を紹介します	“エールぎふ”の現状から 子ども・若者問題を考える

出前講座の申込みは「岐阜市役所 男女共生・生涯学習推進課」へ

(3) その他

支援者や保護者の方向けに、各種講演会や研修会を開催（不定期）しています。日程や内容等の詳細については、広報ぎふや“エールぎふ”HP等で案内します。

相談・支援に必要な様式



2025年度岐阜市「オレンジリボン絵てがみコンテスト」
オレンジリボン賞



相談申込票

申込日 年 月 日

(ふりがな) 子どもの氏名	男・女	生年月日	H・R 年 月 日(歳)
		学年・組	年 組 (担任:)
園・所 学校名	園・所・学校	(ふりがな) 相談者名	(関係:)
現住所	〒 —		
連絡先	TEL:(自宅) (携帯)		

相談したいこと 該当の内容に☑を記入してください。複数選択可

- 集団への不応適 友達とのトラブル 不登校・登校しぶり 問題行動
 子育ての悩み 家族関係の悩み 発音不明瞭 学力不振
 発達に関わる心配
 言葉での表現が苦手 友達と一緒に遊ぶことが苦手 落ち着きがない
 運動が苦手 手先が不器用 読み書きが苦手
 その他(具体的な内容をご記入ください)

家庭の状況

関係	氏名	ふりがな	生年月日	仕事・学校名・学年	備考

お子さんの成長過程における家族関係の変化や、大きな病気・ケガなどがありましたら、ご記入ください。

「訪問発達相談」申込書

(あて先)

年 月 日

岐阜市子ども・若者総合支援センター所長

学校名

校長名

下記のとおり、「訪問発達相談」を申し込みます。

年 月 日現在 記入者：

相談日	年 月 日 () 時 分～ 時 分
ふりがな 対象児童生徒名	生年月日 年 氏名 (男・女) H 年 月 日 年齢 歳 ヶ月
授業参観・ 相談会等の流れ	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
相談会参加予定者 (相談される全員 の分掌名及び氏名)	
相談内容	
各種情報 ① 家族構成 (家庭環境) ② 学習面 ③ 行動面 ④ 医療・健康 (診断) ⑤ 生育歴 ⑥ 相談歴等 ⑦ 検査 (手帳の有無) ⑧ その他	

※相談日は電話で調整してから記入願います。また、各種情報は記入できる番号を選択してください。(別紙にて情報があれば未記入で結構です)

※相談日の1週間前をめどに、岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”所長宛に提出してください。個人情報を取り扱うため慎重に願います。(電話：269-1321)

「訪問発達相談」報告書(年度末)

(あて先)

年 月 日

岐阜市子ども・若者総合支援センター所長

学校名

校長名

下記のとおり、「訪問発達相談」の年度末状況を報告します。

年 月 日現在 記入者：

相 談 日	年 月 日 ()
対象児童生徒名	第 学年 氏名 () (男・女)
相談後、対象児童生徒に対して行った支援(具体的に)と対象児童生徒の変容	
来年度の方向	

※2月末をめどに、岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”所長宛に提出してください。重要な個人情報を取り扱うため慎重に願います。(電話：269-1321)

①

様式第1号（第3条関係）

岐阜市子ども・若者自立支援教室利用申込書

（申込日） 年 月 日

（あて先）岐阜市長

子ども・若者自立支援教室を利用したいので申し込みます。

児童・生徒 （利用者）	ふりがな 氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日 生	年齢	満 歳
	住 所	〒 ー		
	現 況	就学中	学校	年 組
在家庭				
教室を利用する場合の交通手段				
バス 自転車 徒歩 その他（ ）				
保護者	氏 名		児童生徒 との続柄	
	住 所	〒 ー		
	連絡先	自宅電話番号		
緊急時連絡先				
備考				

②

岐阜市子ども・若者自立支援教室 の通所及び経路・方法に関する届

岐阜市長 様

岐阜市子ども・若者自立支援教室の利用について、面談時配付の別紙「利用にあたって」を守り、通所します。また、下記の経路及び方法で通所します。

保護者氏名

岐阜市子ども・若者自立支援教室への通所に関して、下記のように報告します。

学校名

校長名

記

児童・生徒(利用者) 氏名	(年 組)		
教室名 (○をつける)	明德教室	七郷教室	岐陽教室 芥見教室
区 間	手段	経路略図(経路は朱書き)	
自宅～			
～ 教室			
※手段は、徒歩、バス、電車、自家用車、自転車等で記入する。 ※自転車の場合は必ずヘルメットを着用すること。			

③

岐阜市子ども・若者自立支援教室通所児童・生徒（利用者）の健康調査について

岐阜市子ども・若者自立支援教室の活動においては、児童・生徒（利用者）の健康・安全面ができる限り配慮していますが、活動の際にアレルギー等、事前の把握や特別な注意が必要となるケースもあると思います。そこで、お子さんの健康状態について下の調査票に記入をお願いします。なお、記入後は学校を通して、ご提出ください。

学校名		学 年	
氏 名			

1 特定の食品や物質に対するアレルギーはありますか？

な い
 あ る → 避けなければならないもの・避けた方がよいもの

→ アレルギーが出た時の対応

2 現在、健康状態で気になること、または注意すべきことはありますか？
(例：膝の痛みを訴えるので激しい運動は控えさせたい。等)

な い
 あ る → 具体的にご記入ください。

3 健康・安全面からみた、ご意見、ご要望があればご記入ください。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜市長 印

岐阜市子ども・若者自立支援教室利用承認通知書

年 月 日付けで申込みのありました、子ども・若者自立支援教室の利用について、下記のとおり利用を承認いたしましたので通知します。

- 1 利用児童生徒氏名
- 2 利用教室名
- 3 在籍学校・学年・組
- 4 利用開始年月日 年 月 日
- 5 その他（利用の条件等）

「幼児支援教室」「岐阜市子ども・若者自立支援教室」の場所及び連絡先



鷺山幼児支援教室
下土居2丁目9番12号(鷺山保育所内)
☎231-1121



岐阜北幼児支援教室
福光西1丁目16番2号
☎231-5501



長良幼児支援教室
長良東2丁目140番地(北保健センター内)
☎295-1133



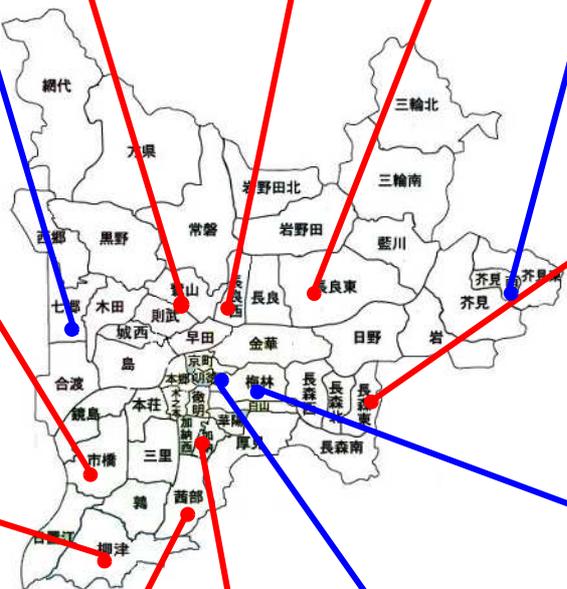
七郷子ども・若者自立支援教室
西改田字川向3番地
☎234-8551



芥見子ども・若者自立支援教室
芥見南山3丁目10番1号(教育研究所内)
☎243-2011



市橋幼児支援教室
市橋6丁目13番25号(市橋コミセン内)
☎275-5108



岐阜東幼児支援教室
水海道1丁目16番13号(岐阜東幼稚園内)
☎259-2401



柳津幼児支援教室
柳津町下佐波西1丁目15番地(もえぎの里内)
☎279-6326



岐陽子ども・若者自立支援教室
上川手735番地2(岐陽体育館内)
☎240-7012



岐阜南幼児支援教室
西部菱野1丁目75番地2(南保健センター内)
☎268-6232



加納幼児支援教室
加納東丸町2丁目9番地1(加納幼稚園敷地内)
☎278-3755



明徳子ども・若者自立支援教室1・2・3
明徳町11番地(エールぎふ内)
☎269-1321

子ども・若者総合支援センター案内図

4F: 教育相談のフロア 不登校の相談・支援

明德自立支援教室

少人数での学習や様々な体験活動を行います。



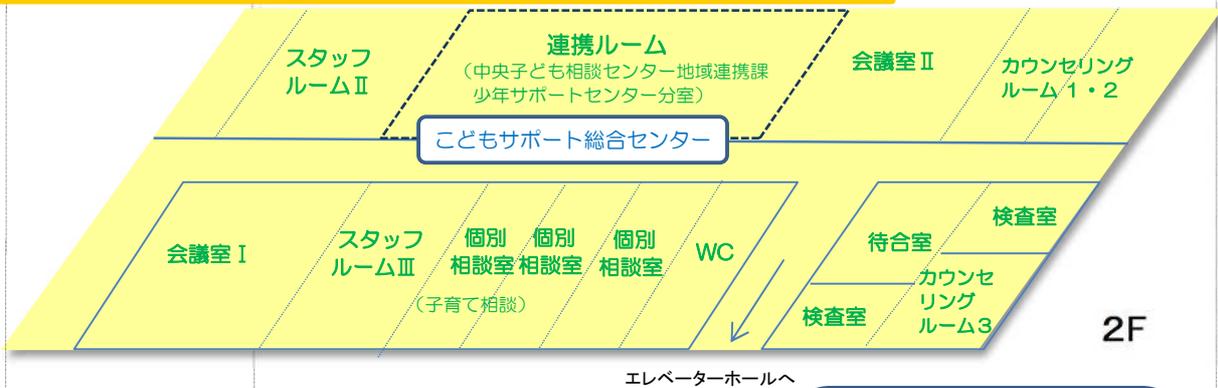
3F: 乳幼児相談・発達相談のフロア

エールぎふ診察

就学前のお子さんを対象とした小児科医による診察を行います。

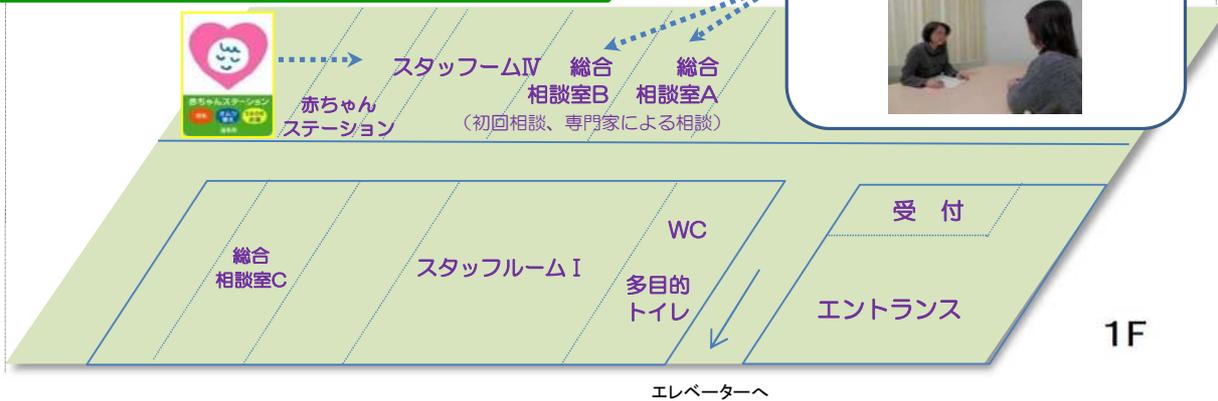


2F: 子育て相談、才能伸長・自立支援に関するフロア



1F: 総合相談・専門相談のフロア

総合相談員・専門相談員による面接相談を行います。



岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”へのアクセス

【所在地】 〒500-8813
 岐阜市明徳町11番地
 【代表電話】 058-269-1321
 【FAX】 058-266-5521
 【E-mail】 yell-g@city.gifu.gifu.jp

【ホームページ】
<https://yell-gifu.jp/>



【公共交通機関をご利用の場合は・・・】
 岐阜バス ●ドリームシアター前下車 徒歩1分 ●今沢町下車 徒歩5分

【自家用車をご利用の場合は・・・】
 ●第1駐車場（駐車場の入口は西側、北→南への一方通行）
 ●第2駐車場（駐車場の入口は金華橋通り北行車線から）

